

各位

 上場会社名
 株式会社
 南日本銀行

 代表者
 取締役頭取
 齋藤 眞一

(コード番号 8554)

問合せ先責任者 執行役員人事総務部長 坂口 典明

(TEL 099-226-1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2022 年 6 月 24 日開催予定の第 114 期定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当行定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 今後の日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日2022年6月24日(金)定款変更の効力発生日2022年6月24日(金)

| | (1)がな交叉的力を分しより。) |
|-------------------------|---|
| 現行定款 | 変 更 案 |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみな | (削 除) |
| 上提供 | |
| (新 設) | (電子提供措置等) 第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。 |
| | 2 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| (新一設) | (附 則) 1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 |
| | 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 |
| | 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日 または前項の株主総会の日から3か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。 |